

別紙

諮問第1768号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「交付（〇〇氏（東京都情報公開審査会委員）に対する給与にかかる〈給与所得にかかる源泉徴収票〉の交付であって、東京都側によるもの）のうち最新のものについての内容のわかるもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年1月12日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「給与所得の源泉徴収票（東京都情報公開審査会・個人情報保護審査会委員〇〇氏に係る令和4年分）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号に該当することを理由として本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年6月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年12月4日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年5月16日（第258回第二部会）から同年7月25日（第260回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに

実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

(ア) 東京都情報公開審査会及び委員について

東京都情報公開審査会（以下「本件審査会」という。）は、条例24条で設置を規定しているものであり、条例20条に規定する諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の諮問機関として設置されている。

本件審査会の委員については、条例24条3項で知事が任命する委員12人以内をもって組織すると規定している。なお、本件審査会委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）3条3項2号で規定されている特別職公務員である。

(イ) 源泉徴収票について

所得税法（昭和40年法律第33号）226条において、給与等の支払をする者は、その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票2通を作成し、その年の翌年1月31日までに、1通を税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払を受ける者に交付しなければならないとされている。

源泉徴収票の書式は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）95条によって定められており、支払を受ける者の「住所又は居所」、「氏名」、「受給者番号又は個人番号」、「支払金額」、「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「控除対象扶養親族」、「支払者」等の項目が記載される。

イ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は審査請求書において、本件対象公文書については、支払を受けた者が本件審査会委員ということを踏まえると、東京都側がいくら支払ったのかという情報は、超過（残業）勤務や評定に基づくセンシティブな金額が含まれないものであって、開示されても個人の権利利益を害するものではないと主張する。また、支払者の情報も「特定の個人が、どういったものから給与等の支払を受けたのか」という情報が分

かるだけで、やはり開示されても個人の権利利益は害されず、本件不開示決定は取り消されなければならない旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件対象公文書は特定の個人の源泉徴収票で、個人の所得税の申告に関連する書類であり、記載事項は個人の氏名、現住所、生年月日、家族構成等であって、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号に該当すると説明する。

以上を踏まえ、審査会が見分したところ、本件対象公文書に記載されている情報は、個人のプライバシーを保護するために厳格に管理されるべき情報であり、第三者が閲覧することは一般的に許されていないと解されるもので、これらの情報を公にすることとなると、特定の個人の個人情報が明らかになり、個人の権利利益を害するとの実施機関の説明は首肯できるものである。

また、本件対象公文書は、個人に関する情報が記載されている文書であることに加え、一体として個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであって、細分化して開示するのに適さない情報であり、条例7条2号本文に該当するものであると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。まず、本件審査会の特定の委員の納税に関する情報は、公務員の職務に関する情報であるとはいえないことから、同号ただし書ハに該当せず、源泉徴収票そのものが法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イにも該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

以上のことから、本件対象公文書は、条例7条2号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子